

商 労 第 2002 号  
令和 6 年 1 月 25 日

関係事業者団体代表者 様

大阪府商工労働部長

下請取引の適正化について（依頼）

日頃より、本府商工労働施策に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、内閣官房及び公正取引委員会において、他のコストに比べ価格転嫁率が低く特に課題のある労務費の円滑な転嫁を進めるため、別添「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（以下「本指針」という。）」が策定・公表されました。本指針は、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針であり、発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動が 12 の行動指針として取りまとめられ、それぞれに「労務費の適切な転嫁に向けた取組事例」、「留意すべき点」などが記載されています。

つきましては、受注者と発注者との間で積極的な価格交渉と価格転嫁が行われるとともに、受注者においては本指針を価格交渉の参考とされるよう、発注者においては受注者への不当なしわ寄せが生じないよう、会員の皆様に周知のほどお願いします。

また、受注者が発注者との価格交渉において、参考となる公表資料を、以下本府ホームページで紹介していますので、併せて周知願います。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/chinage2023/index.html>

(連絡先)

■ 下請取引の適正化について

担 当： 中小企業支援室 ものづくり支援課  
販路開拓支援グループ 三杉・山本

電 話： 06-6748-1066

E-mail： [hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:hanrokaitaku@gbox.pref.osaka.lg.jp)

■ ホームページ「貸金引上げに向けた支援策一覧」について

担 当： 商工労働総務課  
企画グループ 吉田・小林

電 話： 06-6210-9479

E-mail： [shorosomu-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:shorosomu-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)